

令和2年度 第10回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和2年12月10日(木) 午後3時00分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (12人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	小前 茂雄	松本 芳己	桑本 慎吾	馬野 進
	入江 敏朗	澤田 光秋	河上 幸徳	石賀 昭則
欠席推進委員 (0人)				
事務局	事務局長 山根 伸一、係長 高塚 泰子、係長 浜川 明			
提案議案	議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第36号 非農地証明申請について 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について 議案第38号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について 議案第39号 令和3年農作業標準料金の決定について 議案第40号 下限面積の設定について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和2年度第10回琴浦町農業委員会総会を開催します。 成立宣言を事務局にお願いします。
事務局	ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和2年度第10回琴浦町農業委員会総会が成立了ことを報告します。なお、推進委員の欠席者はありません。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、9番 中本委員、10番 丸山委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。 申請番号27番 農地の所在 大字櫻下字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積1,954m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本案件は譲渡人、譲受人の双方の協議により売買されることになったもので、農地取得後は山林用の苗木を耕作されます。売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円です。 申請番号28番 農地の所在 大字徳万字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積417m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町外の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 譲渡人と譲受人は兄妹の関係で、妹である譲渡人が本件申請地を、兄である譲受人が申請地の隣接農地をそれぞれ相続されました。これまでには、譲受人所有の畠と一緒に1枚の畠として耕作されていたそうですが、遠方に在住している譲渡人の希望により売買されることになったもので、農地取得後もこれまでと同様に譲受人が週末に帰省して耕作管理されることになっています。売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円です。 申請地と譲受人所有の農地は、北側を道路、東側、西側、南側の3方向を住宅に囲まれていて、道路側に位置する申請地を通らなければ侵入できない構造となっています。したがって、他の人が申請地を取得してしまうと進入路の確保ができなくなる恐れがあるため、譲受人以外には耕作が不可能な土地といえるものと思われます。譲受人は耕作面積が下限面積を下回っていますので、本来であれば農地を取得するための資格要件を満たしていませんが、譲受人の他には耕作が見込めない立地であり、農地法施行令第2条第3項第3号に定める相当の事由「位置、面積、

	<p>形状等が隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得すること。」に該当することから、不許可の例外として許可相当と考えます。</p> <p>以上の2件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第36号 農地法第2条第1項の規定による申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>2ページから6ページをご覧ください。議案第36号 農地法第2条第1項の規定による申請について 非農地証明です。農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。</p> <p>申請番号6番 農地の所在 大字三本杉字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積198m²、判定地目 山林原野。利用状況は、「昭和50年頃植林」というものになります。申請人は琴浦町内の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本件は「人為的な潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。</p> <p>申請地は農用地区域からも外れており、数十年間農地として耕作されることなく樹木が生い茂っており、農地とはいえない現況であることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないとの判断しました。</p> <p>申請番号7番 農地の所在 大字徳万字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積370m²、判定地目 山林原野。利用状況は、「申請地は、昭和60年頃以降、耕作することなく現在に至る。また北側部分を除く馬込川に沿って法面となっていて、元々耕作可能な状態ではなかった。」というものになります。申請人は琴浦町内の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基</p>
--	--

議長
川崎委員

準を定めています。本件は「耕作不適などやむを得ない事情によって長期間放置されたため自然潰瘍した土地で、農地への復旧が困難な土地」と考えます。

申請地の北側部分は日当たりが悪く狭小となっていて、東側部分については河川の法面となっているため耕作が出来る状態ではありませんし、農用地区域からも外れていることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないとの判断しました。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

12月1日に澤田委員、浜川係長、自分の3名で現地確認を行いました。はじめに整理番号6番について報告します。申請地は養鶏団地に隣接する山林の一部で、10m程度の高さの樹木が生い茂っていて農地への復旧は不可能だと感じました。農用地区域外ということですし、植林されてから40年以上が経過していることから非農地と判断しても問題はないと考えます。

次に整理番号7番について報告します。申請地はL字型のいびつな形をした農地で、北側部分は民家に隣接しているため日当たりが悪く、北側の法面に挟まれているため非常に狭くなっていましたし、馬込川に隣接する部分も東側に河川の法面があるため非常に狭くなっていました。耕作放棄されてから30年以上がすでに経過し、樹木がかなり成長して隣接民家の敷地に入り込んだ状態となっていて、農地への復旧は不可能だと感じられることから非農地と判断しても問題はないと考えます。以上です。

事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(全農業委員が挙手)

全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして議案第37号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の伊藤委員、三嶋委員、池山委員、馬野委員は退席をお願いします。

(伊藤委員、三嶋委員、池山委員、馬野委員の退席を確認)

議案第37号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。事務局の説明をお願いします。

7ページをご覧ください。議案第37号 農用地利用集積計画について賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求める

事務局

	<p>ます。</p> <p>申請番号 781 番 農地の所在 大字八橋字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積 809 m²。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は畑、10a 当りの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和2年12月11日、終期は令和7年12月10日、期間は5年間で新規になります。権利種別は賃貸借権、内容は野菜となっています。</p> <p>申請番号 781 番の外2筆と、申請番号 782 番から 23 ページの申請番号 811 番までの外30件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、21ページの申請番号 807 番から 23 ページの申請番号 811 番の5件です。</p> <p>24 ページをご覧ください。使用貸借の部です。</p> <p>申請番号 812 番 農地の所在 大字矢下字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積 273 m²。貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は田、10a 当りの借賃は無償、始期は令和2年12月11日、終期は令和7年12月10日、期間は5年間で新規になります。権利種別は使用貸借権、内容は水稻となっています。</p> <p>申請番号 812 番の外3筆と、申請番号 813 番から 36 ページの申請番号 834 番までの外22件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の使用貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(三浦委員より挙手あり)</p> <p>14 ページの申請番号 794 番と 795 番について質問します。いずれも登記簿地目、現況地目ともに田となっていますが、利用目的がそれぞれ畑とその他になっているのはなぜでしょうか。</p> <p>申請番号 794 番のように、作物が芝や野菜等の場合には利用目的は畑と記載しますが、申請番号 795 番のように、飼料の場合には通常の飼料か飼料稻か申請時に確認することが難しいため、利用目的はその他と記載することになります。</p> <p>利用目的の欄には作物を記載したほうが良いと思いますが。</p> <p>今のシステムでは利用目的の欄は田、畑、その他の3つから選択するようになっていますので難しいのではないかと思います。</p> <p>自分も三浦委員が言われるように、利用目的欄には作物を記載した方が分かりやすいと考えますので、何とか検討をしていただきたいと思</p>
議長	
三浦委員	
事務局	
三浦委員	
事務局	
議長	

	ます。
村上委員	その他に何か質問等はありませんか。 (村上委員より挙手あり)
事務局	議案の審議に直接関係のある質問というわけではありませんが、馬野委員は法人の代表ということで退席されていると思いますが、法人の構成員の場合も退席しなくてはいけないのでしょうか。
議長	退席の要件については、個人のことしか明記してありませんでしたので、後日県に問い合わせをしたうえで回答したいと思います。
石賀英男委員	その他に何か質問等はありませんか。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (全農業委員が挙手) 全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 (伊藤委員、三嶋委員、池山委員、馬野委員の復帰を確認) 続きまして議案第38号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について 農地委員会長の石賀英男委員から説明をお願いします。 37ページから39ページをご覧ください。議案第38号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について 農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された下記の土地について、農地法第2条第1項の適用を受けないことの可否について決定を求めます。 12月8日の午後から、福田会長、中本職務代理、村上委員、事務局、自分で記載してある農地の現地確認を行いました。対象となる農地は全部で69筆ありますが、土地の所在ごとに区域を分けると9ヶ所になります。 現況地目が山林となっている農地については、そのほとんどが山間部に位置していて、植林されてから20年以上が経過していると思われる箇所が多くありましたし、木が生えていない箇所でも雑草が繁茂していました、傾斜地であることから農地に戻すことは困難だと感じました。 1番から6番の中尾の農地については、河川敷のすぐ横に位置している土地で、激しく荒廃しているというわけではありませんでしたが、木屑やセメントの破片などが所々に放置されているといった状態でした。後日、地区担当委員の三嶋委員に確認を取ったところ、40年以前から現在のような状況だということでしたし、地権者の方からの話でも、石が多く出てくることから耕作に適していなかったために、40年位前に真砂土をダンプで70台程度入れられたということでした。

	<p>これらの事情があることから、この6筆については非農地判断の対象として取り扱うよりも、それぞれの地権者の方に非農地証明の申請をしていただいた上で、改めて判断をする方が良いという結論になりました。</p> <p>9番から12番の杉下の農地については、竹がかなり繁茂していて中の方が見えないといった状態となっていましたので、農地に戻すことは困難だと感じました。以上です。</p>
議長	<p>石賀英男委員の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、原案どおり決定することといたします。</p> <p>続きまして議案第39号 令和3年農作業標準料金の決定について 農政委員会長の川崎委員より説明をお願いします。</p>
川崎委員	<p>40ページと41ページをご覧ください。議案第39号 令和3年農作業標準料金の決定について 令和3年琴浦町農作業標準料金を別紙のとおり定めたいので、本委員会の決定を求めます。</p> <p>11月26日に農政委員の皆さん、各関係機関の方にも出席していただき農政委員会を開催し、令和3年農作業標準料金の案を決定しました。</p> <p>この場で皆さんから承認をいただければ、来年1月1日から1年間の適用という形になりますので、審議をよろしくお願ひします。</p> <p>詳細については事務局に説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>事務局から追加で説明させていただきます。昨年農作業標準料金を決定した際に、消費税が引き上げられたことから全体的に料金を上げていますので、金額は全て令和2年分から据え置きとなっています。この案が本委員会で決定されれば、来年1月からホームページや広報紙等で周知を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>川崎委員および事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。</p> <p>(前田委員より挙手あり)</p>
前田委員	<p>料金表に記載してあるような作業をJAに委託した場合には、金額を2%上乗せされるということを聞きましたが、そのことについて何か説明がありましたでしょうか。</p>
議長	<p>先日開催された農政員会の際に、事務手数料として2%を上乗せするという説明がありました。</p>
前田委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p>

	<p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということで、原案どおり決定することとし、来年1月からホームページや広報紙等で町民の方に周知したいと思います。</p> <p>続きまして議案第40号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定について 農地委員会長の石賀英男委員から説明をお願いします。</p> <p>42ページから48ページをご覧ください。議案第40号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段の面積)の設定について 農地法施行規則第17条第1項及び第2項の規定により、一部の区域を変更し次の通り下限面積の別断面積を定めることについて、意見を求める。なお、本委員会により決定の際は、農地法施行規則第18条に基づき公示を行います。</p> <p>資料の45ページ以降に掲載されている詳細については、事務局に説明をお願いしたいと思います。</p> <p>(事務局説明、質疑応答)</p> <p>農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということで、原案どおり下限面積を定めることと決定し、公示を行うこととします。</p> <p>その他に移りたいと思います。12月1日に行われた農家相談日の報告を川崎委員にお願いします。</p> <p>(農家相談1件報告)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして、令和2年度第10回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>
石賀英男委員	
事務局 議長	
川崎委員 議長	